

新旧対照表

新	旧
<p>重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 研修事業者の指定に係る研修及びその課程は、次のとおりとする。</p> <p>一 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程</p> <p><u>「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」</u>（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修（ただし、告示別表第2に限る。）をいう。</p> <p>二～第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年5月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 研修事業者の指定に係る研修及びその課程は、次のとおりとする。</p> <p>一 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程</p> <p><u>「指定居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの」</u>（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修（ただし、告示別表第2に限る。）をいう。</p> <p>二～第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年5月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年7月1日から施行する。</p>